

第九十四回国 参議院 商工委員会 會議録 第二号

昭和五十六年二月二十四日(火曜日)

午前十一時開会

委員の異動

十二月二十三日

小柳 勇君

補欠選任 村田 秀三君

吉田 正雄君

補欠選任 青木 新次君

十二月二十四日

青木 新次君

補欠選任 佐藤 三吾君

十二月二十五日

佐藤 三吾君

補欠選任 青木 新次君

十二月十二日

市川 正一君

補欠選任 神谷信之助君

十二月十三日

神谷信之助君

補欠選任 市川 正一君

十二月二十四日

岩本 政光君

補欠選任 仲川 幸男君

大木 浩君

補欠選任 松浦 功君

出席者は左のとおり。

委員長 金丸 三郎君

理事 土屋 義彦君

前田 勲男君

村田 秀三君

市川 正一君

委員

上田 稔君

川原新次郎君

仲川 幸男君

福岡日出磨君

松浦 功君

森山 眞弓君

阿具根 登君

青木 新次君

対馬 孝且君

田代富士男君

森田 重郎君

田中 六助君

河本 敏夫君

橋口 收君

伊從 寛君

劍持 浩裕君

妹尾 明君

中島源太郎君

禿河 徹映君

横溝 雅夫君

井川 博君

廣江 運弘君

山本 富雄君

杉山 和男君

柴田 益男君

宇賀 道郎君

通商産業省通商

政策局長 藤原 一郎君

通商産業省機械

情報産業局長 栗原 昭平君

工業技術院長 石坂 誠一君

資源エネルギー

庁長官 森山 信吾君

中小企業庁計画

部長 木下 博生君

中小企業庁小規

模企業部長 村野啓一郎君

事務局長

常任委員会専門

員 町田 正利君

本日(の)會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査

(通商産業行政の基本施策に関する件)

(経済計画等の基本施策に関する件)

(昭和五十五年における公正取引委員会の業務概要に関する件)

(派遣委員の報告)

○委員長(金丸三郎君) ただいまから商工委員会

を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

先般、小柳勇君及び吉田正雄君が委員を辞任さ

れ、その補欠として村田秀三君及び青木新次君が

選任されました。

また、本日、大木浩君及び岩本政光君が委員を

辞任され、その補欠として松浦功君及び仲川幸男

君が選任されました。

○委員長(金丸三郎君) まず理事の補欠選任につ

いてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま

す。理事の選任につきましては、先例により委員長の

指名に御一任願いたいと存じますが、御異議な

さいませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に村田秀三君及び市川正一君を

指名いたします。

○委員長(金丸三郎君) 産業貿易及び経済計画等

に関する調査を議題といたします。

まず、通商産業行政の基本施策に関し、通商産

業大臣から所信を聴取いたします。田中通商産業

大臣。

○國務大臣(田中六助君) 八〇年代はわが国にと

つて、新たな試練と課題への挑戦の時代でありま

す。それは同時に、われわれのたゆまぬ努力と英

知を結集することにより、わが国が世界をリード

し、明るい未来への足固めを行う時代とも言えま

す。

私は通商産業大臣任命以来、世界十五カ国を訪

問いたしました。イラン・イラク紛争など依然不

安定な国際政治情勢、流動的な石油需給、インフ

レ・失業などに悩む欧米経済、累積債務や人口・

食糧問題を抱える発展途上国など、私は今日の世

界が当面する問題を、一連の諸国訪問を通して、

目の当たりに見てまいりました。

また、先進国・発展途上国の双方から、世界の

総生産の一割を占めるわが国に対して、強い期待

と国力にふさわしい責任の遂行を求められている

ことを痛感いたしました。

国内の経済運営に目を転じますと、わが国経済

は二度にわたる石油危機を克服し、欧米諸国に比

し、良好な成果を上げております。しかしなが

ら、政治的にも経済的にも揺れ動く世界情勢のも

とで、資源を持たず、貿易立国たらざるを得ない

わが国が、今後とも乗り越えなければならぬ試練、解決しなければならぬ課題は少なくありません。

その第一は、石油の安定供給を図りつつ、石油代替エネルギーの開発・導入を推進し、エネルギー供給構造の変革を進めるなど、エネルギー安全保障を確立することであり、第二は、輸出に過度に依存することなく、物価の安定を図りつつ、民間の活力を最大限に生かし、雇用の安定と持続的経済成長を達成することであり、第三は、調和のとれた輸出入や経済協力、資源・技術の国際共同開発を通じて、広く世界の国々と安定した相互依存関係を構築することであり、第四は、過去における導入技術依存から、独自の技術開発を推進し、産業の創造的知識集約化を進めることであり、第五は、わが国経済の活力の源泉である中小企業の経営安定を表現し、積極的にその育成発展を図ることであり、

私は、以上のような基本認識のもとに、次のような通商産業政策を推進していく所存であります。国際石油情勢は、イラン・イラクの紛争の長期化、さきのOPEC総会の決定に基づく原油価格の引き上げなど、依然として流動的な状況にあります。幸い、わが国の場合、石油節約意識の浸透や高水準の備蓄などにより、当面、供給面の不安はありません。

また、国際的にも、国際エネルギー機関関係理事事会の合意に基づき、備蓄の活用を図るなど、消費国間の協力関係が確立しております。

しかしながら、中長期的に見ますと、産油国の資源温存政策などもあり、需給の逼迫化傾向は避けられないものと見られます。

このような国際エネルギー情勢の中で、石油の安定供給の確保に努めつつ、石油代替エネルギーの開発・導入の推進、省エネルギーの促進に努めるなど、総合的なエネルギー政策を展開し、脱石油社会の実現を早期に達成することにより、エネルギー安全保障を確立することは喫緊の課題であ

ります。このため、来年度予算におきましては、エネルギー対策費を前年度比二〇％強と大幅に増額することとしております。

第一に、石油の安定供給の確保に努めます。私は、昨年来サウジアラビア、アラブ首長国連邦、インドネシア、ベネズエラ、メキシコを訪問いたしました。

これら諸国訪問で感じましたことは、産油国は有限な石油資源を最大限に利用し、国の経済・社会開発を進めようとしており、わが国との間においても、石油の輸出とあわせて、わが国に対する経済・技術協力に大きな期待を寄せるなど、相互依存的な関係を強く望んでいることとあります。幸いにも、今回の訪問においては、経済協力関係の進展、石油の安定供給に対する好意的な配慮など、これら諸国との間で相互理解が深まったものと確信しております。今後とも、人的交流、経済協力を一層推進するとともに、石油の安定供給の確保に努めるなど、産油国との関係の一層の発展を期する所存であります。あわせて、石油開発や石油備蓄の推進を図るため、関連施策を拡充、強化いたします。

また、輸入に大部分を依存しております石油ガスにつきましても、備蓄の増強が必要であります。このため、石油備蓄法の一部を改正する法律案を提出いたしております。よろしくお願ひ申し上げます。

第二は、石油代替エネルギーの開発・導入の強力な推進であります。政府は、昨年十一月石油代替エネルギーの供給目標を策定いたしました。昭和六十五年度において、原子力、石炭、太陽熱などの石油代替エネルギーの供給比率を五〇％にまで引き上げるため、エネルギー対策促進税制の創設など、財政、金融、税制上の措置を一層強化、拡充してまいります。中でも原子力は、今後の石油代替電源の中核を担うエネルギーであり、その発電規模は、今後十年間に、現在の三倍強の五千万キロワット強にまで拡大する必要があります。しかしながら、原子力発電所の立地は円滑に進捗

しているとは言いがたく、局面の打開のためには、今後さらに格段の努力を必要とするところであり、広域対策の充実強化、公開ヒヤリングの開催など、地元住民や地方公共団体との間断なき対話を通じて、円滑な立地に最大限の努力を払ってまいり所存であります。

また、石油代替電源立地につきましても、安全性の確保と環境の保全に十分留意するとともに、新たに電源立地特別交付金制度を創設するなど、施策の抜本的強化を図ります。

第三は、省エネルギーの一層の推進であります。去る一月二十三日総合エネルギー対策推進閣僚会議を開催し、昭和五十六年度石油消費削減対策を決定いたしました。民生、輸送分野におけるエネルギー使用の合理化、生産分野におけるエネルギー対策促進税制の活用などにより、約二千五百万キロワット以上の節減を図ることといたします。

さらに、現在、石炭鉱業審議会におきまして、新石炭時代にふさわしい石炭政策の検討をお願いしております。また、産炭地域振興臨時措置法につきましても、その施策を引き続き実施するため、同法の有効期間をさらに十年延長させていたいただきたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

昨年のわが国経済は、石油価格上昇によるデフレ効果に加え、冷夏の影響などもあり、内需全体としては停滞きみに推移し、外需の動向に大きく左右される動きを見せました。物価については、年後半以降、落ちつきのある方向にあります。

昭和五十六年度のわが国経済は、第二次石油危機の影響を吸収し終え、明るさを増すものと期待されますが、他方、国際石油情勢、為替相場など先行き流動的な要因も少なからずあります。

こうした中で物価の安定を図りつつ、民間設備投資や個人消費支出などの内需を中心に、国際的な期待にもこたえ得る持続的な成長を確保し、雇用の安定を図ってゆくことが肝要であります。このため、実態経済の動向把握に努め、機動的

かつ適切な政策対応を図り、確固たる経済運営の方向を明らかにすることによって、経済の先行きに対する民間のコンフィデンスを高め、民間のパイタリティーが十分に発揮されるよう努めてまいり所存であります。

中長期的には、厳しさを増すエネルギー制約や日本社会の高齢化に対応し、技術立国への道を確認し、供給力の確保や生産性の向上による物価の安定、雇用の確保を図るためには、供給基盤の整備を通じて欧米諸国に比し高目の経済成長と創造性豊かな産業構造の展開を図ることが必要不可欠であります。

このため、民間設備投資の健全な伸長を図ることとし、とりわけ現下の厳しいエネルギー情勢にかんがみ、省エネルギー及び石油代替エネルギーの開発・導入を進めるためのエネルギー対策促進税制の創設など、税制、金融上の措置を講ずることといたします。

世界経済は、景気停滞、物価上昇、国際収支不均衡などに悩まされております。欧米諸国の中には、その国内において保護主義的な動きも見られます。しかし、世界経済の健全な発展のためには、関係諸国政府との緊密な協力のもとに自由貿易体制を維持強化していかなければなりません。また、米、E.C諸国との通商関係の円滑化を引き続き図ることとし、相手国の市場動向にも十分配慮した節度ある輸出を行うとともに、製品輸入の促進を図る一方、投資交流、研究開発、第三国市場での協力などの産業協力を推進し、多面的な経済関係の緊密化を図る所存であります。

また、私は就任以来、陣頭に立ってエネルギー外交に取り組んでまいりました。今後も、主要国首脳会議、国際エネルギー機関を通じた多国間あるいは二国間の場において、先進工業国間の協力、協調関係を確立するとともに、エネルギー資源保有国との間では、相互理解の増進、経済協力、貿易、投資交流などにより、安定した相互依存関係を築き上げてまいります。

また、発展途上諸国を歴訪いたしまして、私が

強く感じましたことは、国家建設に邁進する熱意とわが国に対する大きな期待であります。このような発展途上の要請に対して、わが国が協力していくことは、国際社会の一員としての当然の責務であります。政府開発援助につきましては、新たな中期目標を着実に達成するとともに、政府開発援助のみならず、民間ベースの投資、貿易などを有機的に組み合わせ、総合的な経済協力を推進することといたします。

特に、中国、ASEANなど近隣諸国との協力の緊密化、豪州を含む環太平洋地域との交流の促進にも一層力を入れてまいりたい所存であります。ASEANについては、私がかねてより提唱し、総理のバンコク・スピーチでも述べられたように、エネルギー開発、中小企業の振興、人づくりに対する協力などに重点を置いて、これら諸国との協力関係を深めたいと考えております。なお、輸出保険については、輸出構造の高度化や海外投資の多様化などに対処するため、輸出保険法の一部を改正する法律案を提出いたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

わが国は、エネルギー制約のもとに、社会の活力を維持し、国民生活の質を一層向上させるという課題に直面しております。このためには、唯一の資源とも言うべき頭脳資源を活用し、技術立国を目指していかなければなりません。わが国の技術水準が多くの分野ですでに欧米諸国に追いついているいまや、産業の創造的知識集約化を推進するためにも独創的な自主技術開発が不可欠であります。

このため、九〇年代のわが国において、新しい産業の開花を可能とするため、次世代産業基盤技術研究開発制度を創設し、新材料、バイオテクノロジー、新機能素子の三分野の研究開発を強力に推進してまいります。

また、サンシャイン計画の加速的推進、ムーンライト計画の拡充など、エネルギー関連技術の研究開発をさらに強力に推進するとともに、新たな産業ニーズにこたえるため、マンガン団塊採鉱シ

ステム及び科学技術用高速計算システムの新規テーマを加え、大型プロジェクトを積極的に推進いたします。

情報、航空機、宇宙、原子力などの産業は、技術的波及効果も大きく、今後の技術先端産業として期待されるものであり、これらの育成、振興に引き続き努めてまいりたい所存であります。

中小企業は、国民経済の活力の源泉であります。しかしながら、最近の中小企業をめぐる環境を見ますと、昨年来倒産が高水準で推移するなど、景気のかげりが中小企業に集中的に目立っております。また、北陸、東北地方を中心とした豪雪は、中小企業に多大の被害を与えつつあり、さらに、円高の影響も懸念されるなど、中小企業の経営安定は緊要の課題となっております。

このため、今後の経済運営に当たっては、中小企業の経営の安定を図り、その投資を促進するため、金融対策を初めとして、きめ細かい施策を機動的に講じてまいりたい所存であります。

また、中長期的には、中小企業は、国民の価値観や社会意識の変化、国際化の進展、エネルギー制約の高まり、地域経済社会における役割の増大といった情勢の変化に直面しております。これは、確かに、中小企業に対し厳しい対応を要請するものであります。しかしながら、一方でこのような変化は、機動性と創造性を備えた中小企業にとって、新たな活躍の機会を与えるものであります。

中小企業が環境変化を克服し、さらなる発展を遂げることができまよう、自助努力を積極的に支援し、その活路を切り開くべく、中小企業大学の充実などソフトな経営資源の拡充、地場産業総合振興対策、海外投資の円滑化、エネルギー対策の充実などを中心に、活力と知識を生かす中小企業政策の積極的展開を図っていくこととしております。また、小規模企業や下請中小企業への配慮も十分払っていく所存であります。

中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

を、また、地域商工業者が活力ある地域づくりに寄与できるよう、商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上申し上げました諸施策とあわせて、テクノポリス構想の推進や環境保全、ガス保安をはじめとする産業保安対策の充実などにより、魅力ある地域経済社会の形成に努めてまいります。

また、良質な住宅供給のための総合的な技術開発、製品安全対策を初めとする消費者行政の充実を図るなど、国民生活に密着した対策もきめ細かく実施いたします。

今日世界におけるわが国の存在は、われわれが意識する以上に大きく、かつ、重くなっております。情報化の進展、交通手段の発達のもとで世界はますます狭く、身近なものとなっております。一国の政策も国際社会とのかわりなしには存在し得ないと言っても過言ではありません。

八〇年代という、必ずしも平穏ならざる時代を迎えるに当たり、われわれは、国際社会の一員としての自覚を一層強く認識するとともに、平和を愛する国家、信頼し得るに足る国家としての評価を、国際的に確立することが重要であります。

私は、今後の通商産業政策の推進に当たっては、このような視点に立って、各般の施策を強力に展開してまいりたい所存であります。

委員各位におかれましても、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、終わります。

○委員長(金丸三郎君) 次に、経済計画等の基本施策に関し、経済企画庁長官から所信を聴取いたします。河本経済企画庁長官。

○国務大臣(河本敏夫君) わが国経済の当面する課題と経済運営の基本的な考え方につきまわしては、さきの経済演説において明らかにしたところでありますが、当委員会が開催されるに当たります、重ねて所信の一端を申し述べたいと存じます。

昭和五十五年度の上半期におきましては、累次

にわたる原油価格の引き上げにより国内物価が異常に高騰する事態を避けるため、物価の安定を重点課題として抑制的な政策態度で運営してまいりました。年半ばに至り、物価は落ちつきの方角に向かう一方、第二次石油危機のデフレ効果が経済各部門に浸透してきた上、冷夏の影響が加わったため、国内需要の拡大テンポが鈍化し、企業の生産活動も次第に弱含みとなりました。

このような情勢に対処し、物価の安定と景気の維持を図るため、政府は、昨年の九月、八項目の経済対策を決定し、その推進に努めてきたところでありました。

最近の景気の動向を見ますと、大企業を中心として設備投資は概して堅調であります。個人消費はなお低調であります。在庫も高い水準が続いており、生産の基調は依然として弱含みで推移しております。豪雪、寒波の影響も、一部に出ております。

昭和五十五年度の実質成長率は、すでに明らかになった上半期の実績等から見て、当初見通しどおり四・八％程度を達成するものと見込んでおりますが、引き続き機動的な政策運営を行い、景気の着実な拡大を図っていく所存であります。

昭和五十六年度は、このような景気のかげり解消し、わが国経済を中長期的な安定成長路線に定着させるべき重要な年であります。

流動的な中東情勢に伴う国際石油情勢など懸念すべき材料もありますが、国内では、第二次石油危機の影響が次第に吸収され、他方、国外では、多くの先進諸国で年後半から景気の立ち直りが予想されるなど、全体として明るさが増すものと見られます。

このような状況のもとで、わが国といたしましては、海外需要に過度に期待することは適当ではなく、また、財政に依存することもできません。したがって、昭和五十六年度の経済運営の基本的態度としては、何よりもまず、物価の安定を図りながら、民間設備投資や個人消費など国内民間需要を中心に、景気の着実な拡大を実現すること

が必要であります。

政府といたしましては、引き続き、適切かつ機動的な政策運営を行い、民間経済の活力が十分に発揮されるよう環境整備を図る所存であります。また、中小企業については、中小企業対策を円滑に推進し、その経営の安定化に努めることとしております。

このような努力を通じ、昭和五十六年度の経済は、名目九・一％程度、実質五・三％程度の成長を実現し得るものと見込んでおります。この実質成長率は、先進国の中で最も高く、雇用の安定にも資するものであります。

物価の安定は、国民生活安定の基本条件であり、経済の持続的成長の基盤をなすものであります。昭和五十六年度の経済運営に当たっても、物価の安定をより確実なものとするため、最大限の努力を傾ける所存であります。

最近の物価動向を見ますと、卸売物価は目に見えて鎮静化してきております。消費者物価も基調的に落ちつきのある方向にありますが、寒波と異常乾燥のため、このところ野菜価格が高騰しております。これに対処して、先日、野菜の供給確保のための緊急特別対策を決定したところであります。

今後とも、政府としては、生活関連物資等の安定的な供給の確保、価格動向の調査・監視、輸入政策や競争政策の積極的活用など各般の対策を総合的に、かつ、機動的に実施いたす所存であります。

公共料金につきましては、経営の徹底した合理化を前提とし、物価及び国民生活に及ぼす影響を十分に考慮して厳正に取り扱う方針で臨んでおります。

以上により、政府としては、昭和五十六年度の卸売物価につきましては、前年度比四・一％程度に、消費者物価につきましては、前年度比五・五％程度の上昇におさまるものと見込んでおります。

次に、一九八〇年代を展望したわが国経済の中期長期的な課題について所信の一端を申し述べたい

と存じます。

まず第一は、物価の安定を基礎として、適切な経済成長の維持を図ることであり、物価を安定させ、適度な経済成長を実現することにより雇用の安定を確保することが、経済社会の安定にとつて欠くことのできない条件であります。

第二は、経済の活力を維持し、その活用を図ることであり、厳しい内外の環境の中で着実な経済発展と充実した国民生活を確保するためには、自由な経済社会の持つ創造的な活力を積極的に生かすことが大切であります。

第三は、国際社会への協調・貢献と経済的安全性の確保であります。わが国経済は、世界経済の中で大きな比重を占め、世界経済に大きな影響を与えるようになって

いることから、わが国といたしましては、世界経済の安定と発展のために十分な責任と役割を果たさなければなりません。また、世界の平和と発展が、わが国の安全と繁栄の不可欠の前提であります。

現下の世界の状況を考えますと、特にエネルギー政策の推進と経済協力の分野で、わが国が積極的な貢献を行うことが強く期待されております。経済協力の積極的な推進のため、このたび、政府は、新しく開発援助に関する中期目標を設定したところであります。

新経済社会七カ年計画は、これらの課題に対する政策の基本方向を明らかにしたものであります。このたび、計画策定後の経済情勢の変化を踏まえ、中長期的な安定成長の中で、物価の安定、雇用の改善及び財政の再建をあわせて達成し得るような今後の経済の姿を検討いたしました。

この結果、計画で示した社会資本整備の目標は維持しながら、その達成時期を調整することにより、民間需要を中心とした年平均五・五％程度の実質成長が可能であり、全体として整合性のある経済が実現できるとの結論を得たところであります。

す。

以上、わが国経済が当面する課題とそれに対処する基本的な考え方について申し述べました。わが国を取り巻く環境には、依然として厳しいものがあります。創意と工夫を積み重ね、長期的な展望のもとに、世界的な視野に立って、道を切り開くことが大切であります。

本委員会の皆様方の御理解と御協力を切にお願いをいたします。  
○委員長(金丸三郎君) ありがとうございます。

次に、昭和五十五年における公正取引委員会の業務概要に、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。橋口公正取引委員会委員長。  
○政府委員(橋口收君) 昭和五十五年における公正取引委員会の業務について、その概略を御説明申し上げます。

昨年のわが国経済は、内外の厳しい状況下でありながら健全な市場機能にも支えられ、第二次石油危機を乗り切ることができたと思っております。公正取引委員会といたしましては、競争秩序の維持、促進を通じて、わが国経済の健全な発展を図るべく、独占禁止政策の適正な運営に努めてまいりましたところであり、特に、昨年は引き続き改正独占禁止法の適正かつ効率的な運用に努め、その定着化を図るとともに、近年わが国経済に占める非製造業分野の比重が増大していることにかんがみ、流通分野における競争阻害要因の解明及びその是正等に努めてまいりました。

まず、独占禁止法の運用状況について申し上げます。昭和五十五年中に審査いたしました独占禁止法違反被疑事件は百六十七件、同年中に審査を終了した事件は六十二件であり、このうち法律の規定に基づき違反行為の排除等を勧告したものは十三件であります。また、昨年における課徴金納付命令事件は十二件であり、合計二百七十九名に對し、総額二十二億六千三百三十七万円の課徴金の納付を命じました。

次に、認可、届け出受理等に関する業務であります。昭和五十五年中に、それぞれ九百十四件、六百五十件、合わせて千五百六十四件の届け出がありました。また、合併等届け出事務の効率的な処理を推進するため、会社の合併等の審査に関する事務処理基準を作成公表し、届け出事務処理の簡素化と重要案件の審査体制の整備を図りました。事業者団体につきましては、昭和五十五年中に成立届け出等千三百二十二件の届け出がなされております。また、一昨年年業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針を作成公表し、これとあわせて事前相談制度を充足させましたが、昨年中に同制度に基づき三件の相談があり、これらに対し迅速やかに回答しました。

次に、認可、届け出受理等に関する業務であります。昭和五十五年中に、それぞれ九百十四件、六百五十件、合わせて千五百六十四件の届け出がありました。また、合併等届け出事務の効率的な処理を推進するため、会社の合併等の審査に関する事務処理基準を作成公表し、届け出事務処理の簡素化と重要案件の審査体制の整備を図りました。事業者団体につきましては、昭和五十五年中に成立届け出等千三百二十二件の届け出がなされております。また、一昨年年業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針を作成公表し、これとあわせて事前相談制度を充足させましたが、昨年中に同制度に基づき三件の相談があり、これらに対し迅速やかに回答しました。

国際契約等につきましては、昭和五十五年中に、六千二百九十七件の届け出があり、改良技術に関する制限事項、競争品の取扱制限事項等を含む三百二十七件について、これを是正するよう指導いたしました。

独占的地位に対する措置に関する業務といたしましては、ガイドラインの別表掲載の事業分野について見直しを行い、昭和五十五年九月に三業種を削除して十六業種とし、これら業種について実態の把握及び関係企業の動向の監視に努めました。

また、価格の同調的引き上げにつきましては、対象品目は従来五十六品目でありましたが、昭和五十五年九月に改定して六十七品目となっております。昨年中に、価格引き上げの理由の報告を求めたものは、自動車用タイヤ・チューブ、インスタントコピー、鋼材七品目等十六品目でありました。

次に減産につきましては、粗鋼、小形棒鋼、エチレン、塩化ビニール樹脂及び紙の五業種における減産の実情等について調査を実施しました。独占禁止法上の不況カルテルは鋼船について、合理化カルテルは合成繊維用染料について、それぞれ一件認可いたしました。なお、独占禁止法の

次に減産につきましては、粗鋼、小形棒鋼、エチレン、塩化ビニール樹脂及び紙の五業種における減産の実情等について調査を実施しました。独占禁止法上の不況カルテルは鋼船について、合理化カルテルは合成繊維用染料について、それぞれ一件認可いたしました。なお、独占禁止法の

適用除外を受けている共同行為の総計は、昭和五十五年末現在で四百九十一件となっており、その大半は、中小企業関係のものであります。

次に、流通分野につきましては、自動車、出版物、百貨店・大型スーパー、冷凍水産物、石油製品など十四業種について、流通の実態調査を行い、これらのうち、独占禁止法上問題のある行為につきましては、その是正に努めました。また、非製造業分野につきましては、医業その他の自由業の団体による新規開業規制等の問題にも積極的に取り組んだところであります。

政府規制及び独占禁止法適用除外分野につきましては、OECD理事会勧告もあり、わが国経済における民間の活力と効率性を維持促進していく見地から、その見直しに着手しました。

わが国経済の国際化、諸外国における独占禁止法の制定、強化に伴い、海外独占禁止法施行機関との連携に努めたほか、昭和五十四年に開催したアジア・大洋州地域独占禁止政策東京会議に参加した十二カ国間の情報交換を促進するため、公正取引委員会事務局内にアジア・大洋州独占禁止政策情報センターを開設しました。

次に、下請代金支払い遅延等防止法の運用状況について申し上げます。

下請代金の不当な値引き、買いたたき等の是正を中心に法運用の強化を図り、一件の勧告を行い、九百六十四件について支払い改善等の措置を指導いたしました。また、違反行為を未然に防止するため、親事業者団体に対して法遵守の要請を行い、引き続き下請事業者の保護に努めました。最後に、不当景品類及び不当表示防止法の運用状況について申し上げます。

昭和五十五年中に公正取引委員会が同法違反の疑いで調査した事件は千七百一十一件で、このうち排除命令を行いましたものは十八件、警告により是正させたものは七百二件でありました。

都道府県で行いました違反事件の処理件数は、昨年一月から九月末までで三千九百三十件となつ

ており、今後とも、都道府県との協力を一層推進してまいり所存であります。

また、同法第三条及び第四条第三号の規定に基づく告示の制定につきましては、酒類業及びタイヤ業における景品類の提供を制限する告示並びに消費者信用の融資費用に関する不当な表示及び不動産のおとり広告に関する表示の合わせて四件の告示をそれぞれ制定いたしました。

公正競争規約につきましては、タイヤ業における景品類の提供の制限に関する規約など八件について認定し、昭和五十五年末現在における公正競争規約の総数は九十件となっております。

以上簡単にございますが、業務の概略につきまして御説明申し上げます。今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。

○委員長(金丸三郎君) 以上で政府の所信並びに説明は終了いたしました。

なお、昭和五十六年度通商産業省関係予算及び経済企画庁関係予算の説明につきましては、お手元の配付資料で御了承願います。

両大臣の所信等に対する質疑は後日に行うことといたします。

○委員長(金丸三郎君) 次に、本委員会が自然休会中に行いました委員派遣について、両班から報告を聴取いたします。

まず、第一班の御報告をお願いいたします。村田秀三君。

○村田秀三君 中国地方の委員派遣について御報告いたします。

去る一月十九日から三日間、金丸委員長、楠委員、井上委員及び私の四名が広島県及び岡山県において産業活動等の実情について調査を行ってまいりました。

以下、調査の概要を御報告申し上げますが、詳細につきましては委員長のお手元に報告書を提出してありますので、委員会のお許しを得て、本日の会議録の末尾に掲載させていただきますと存じます。

調査の日程を申し上げますと、広島通商産業局、広島県、岡山県及び倉敷市の各当局からそれぞれ管内の産業経済の概況説明を伺い、中国地方経済団体連合会及び広島商工会議所の幹部の方々との懇談を行うとともに、東洋工業、三菱石油水島製油所、川崎製水島製鉄所、さらに地場産業として広島県熊野町の筆製造業及び岡山県の花むしる製造業の実情を視察いたしました。

中国地方の産業経済を概観いたしますと、景気停滞基調の中で素材産業を中心に生産調整が行われ、倒産も過去の最高を記録いたしました。一方、自動車、家庭電器、造船など生産水準の高い業種もあり、業種間の跛行性も見られております。

中小企業では高度化資金の効用に対する評価が高く、各県とも地場産業の育成に力を注いでおり、また中小企業大学の分校の設置に対する要望には強いものがありました。

中国地方経済には瀬戸内海側への主要産業の集中など従来からの構造上の問題点があり、内陸部及び日本海側の開発を進め、中国地方経済の一体化を促進するため、中国縦貫及び横断高速自動車道の完成に大きな期待を寄せておりました。

次に、視察した産業について申し上げますと、東洋工業では厳しい状況の中で生産・輸出とも伸びており、三菱石油水島製油所では原油供給先の比重の変動、不況等による出荷量の減少などが見られましたが、一方、四十九年の重油流出事故にかかわる防災設備強化工事はほとんど完了しようとしております。また、川崎製水島製鉄所は不況の中にあつて、連続鋳造など技術革新を着々と進めております。

次に、地場産業であります。広島県の熊野筆は、毛筆の全国シェア八〇%という位置を占めており、原料入手の不安、外国品輸入対策、後継者育成難等の課題に真剣に取り組みながら、伝統的工芸品産業としての振興に努めております。

また、岡山県の花むしる製造業は、生産量が全国シェア五七%というシェアを持ちながら、目下不況

業種に指定されており、海外産品対策、輸出打開策をも含めて、産業振興に努力を重ねております。

以上が調査の概要であります。今回の調査に当たり、お世話になりました関係各位に深く謝意を表しまして御報告を終わります。

○委員長(金丸三郎君) ありがとうございます。それでは次に、第二班の御報告をお願いいたします。前田勲君。

○前田勲君 委員会より九州地方へ派遣された委員を代表いたしまして、調査の結果を御報告申し上げます。

一月十九日から三日間、上田委員、阿具根委員、馬場委員、それに私、前田が大分県及び熊本県において、産業活動及び代替エネルギー開発に関する実情について調査を行ってまいりました。調査の対象は、福岡通商産業局、大分県、熊本県、新日鐵大分製鉄所、九州石油大分製油所、大分大学エネルギー工学科研究棟、三菱電機熊本第二工場及び日立造船有明工場であります。

調査に当たり、現地の関係機関等から懇切な御協力をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

以下、調査の概要を御報告申し上げます。なお、その詳細につきましては、委員長の手元に報告書を提出してありますので、委員会のお許しを得て、本日の会議録の末尾に掲載させていただきますと存じます。

まず、九州地方の産業活動を見ますと、石炭産業の衰退に伴う産業構造の転換がスムーズに進展しなかったこともありまして、現在のところ全国の一割経済に到達していないという現状であります。とりわけ工業出荷額は全国の六%と低いシェアにとどまっており、今後の浮揚が望まれるところであります。

幸い、近年になりまして、自動車産業、IC産業の進出、地場産業の振興機運、あるいはエネルギー産業の開発促進等、九州にとって明るい材料

が目立ち始めておるところから、今後、九州経済の均衡ある発展を通して一割経済実現に向かつて関係機関がなお一層努力されることが期待されるところでございます。

しかし、最近の管内景気動向を見ますと、輸出に加え、民間設備投資が依然堅調ではございませうが、個人消費の鈍化、住宅投資の低迷、さらに公共投資の盛り上がり弱さ等から全体としては昨年以降足踏み状態を続けております。

なお、当面の懸案事項としては、エネルギー問題、中小企業対策及び大規模小売店舗出店に伴う地元との調整問題等がありますが、調査の際、特に産炭地域振興対策及び鉱害対策につきまして、福岡通産局から関連法の延長等の要望がございました。それは、石炭産業衰退に伴い、この二十年間産炭地域振興に諸施策を講じてきましたが、いまだ地域の疲弊が解消するに至っていないということ、また、かつて石炭を採掘した地域では、いままなお地盤沈下等の深刻な鉱害問題を抱えており、特に九州は、全国の残存鉱害量の九五%とその大半を占めるという現状からの要望でございませう。

次に、大分、熊本両県についてであります。大分県では内陸部の工業開発等により、企業の技術水準の向上、経営体質の改善が進んできており、全国水準から見た生産規模は一%に満たず、また未開発の分野は広いのですが、活力は徐々に高まってきております。一方、熊本県の工業出荷額から産業部門別の推移を見ますと、軽工業部門が減少し、自動車、造船の輸送用機械、IC等の電気機器など現在操業中の誘致企業百五十四社の役割りが大きいこともあって、重化学工業部門の比重が高まり、重工業志向への生産構造変化を見せております。

また、両県内の経済情勢を見ますと、長雨、冷夏の影響などにより、総じてやや停滞傾向を示しております。その結果、昨年の企業倒産は両県とも高水準で推移していることが特に注目されるところでございませう。

なお、近年、長期的視野に立って計画的なエネ

ルギー政策を進めることが国民的課題となっており、両県は地理的優位性から、エネルギー政策に積極的に取り組んでおります。熊本県では、県段階では初めてと言われるエネルギー対策課を設けているほどでございませう。なお、両県からは地熱に関する国の研究所設置の要望がございました。

最後に、工場等の視察についてであります。各工場等からは、懇切、丁寧な説明を聴取するとともに、それぞれ視察してまいりました。その詳細につきましても提出してあります報告書または調査室保管の資料に譲ることとして報告を終わります。

○委員長(金丸三郎君) ありがとうございます。

以上で両班の報告は終わりました。なお、両班から別途、詳細な報告書を本日の会議録の末尾に掲載されるようにとの申し出がございました。お申し出のとおり取り計らうことに御異議ございませんか。

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十分散会

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十分散会

〔参照〕  
派遣委員報告(第一班)  
一、派遣の目的 産業活動及び代替エネルギー開発に関する実情調査  
二、派遣委員

- 委員長 金丸 三郎
  - 委員 楠 正俊
  - 委員 村田 秀三
  - 委員 井上 計
- 三、派遣地 広島県、岡山県  
四、派遣期間 一月十九日から一月二十一日まで

三日間 視察の概要

広島通産産業局、広島県、岡山県及び倉敷市からそれぞれ管内産業経済の概況説明を聴取し、中国地方経済団体連合会及び広島商工会議所の幹部と懇談を行うとともに、広島県安芸郡熊野町における筆製造業、東洋工業(株)、岡山県における花菱製織業、三菱石油(株)水島製油所及び川崎製鐵(株)水島製鉄所をそれぞれ視察した。その概要は次のとおりである。

- (1) 中国地方の産業経済の概況  
昭和五十五年の経済動向を見ると、原油・燃料費の高騰、円高基調等に起因する景気の影響を受け、年後半の景気浮揚策の効果も十分見られないまま、停滞基調のうちに越年した。
  - (2) 設備投資は、更新・合理化・省エネルギー投資及び電力投資を中心に動向を見せたものの、景気停滞基調の中で投資態度は総じてかなり慎重である。
  - (3) 企業倒産は件数(千二百九十三件)、金額(二千二百九十九億円)とも過去の最高を記録し、大型倒産も続出した。
  - (4) 個人消費は年央に伸びの減少が見られたが、年末には再び増勢に転じた。
  - (5) 有効求人倍率は高水準を維持した。
  - (6) 生産活動状況を見ると、素材型産業を中心に生産調整・減産が行われ、鉱工業生産指数の伸びは前年のそれを下回った。
- さらにこれを業種別に見ると、自動車、家庭電器及びこれらの関連中小企業の生産水準が高い一方、鉄鋼、紙・パルプ、紡績、化学等の生産水準が低く、業種間にかんがりの跛行性が見られる。
- なお、造船業については、大型船更新期の到来、ディーゼル機関搭載船及び石炭専用船の新造等の好材料があるため高操業が続く、約二年の手持ち工事量を持って
- (7) 中小企業については、自動車及び造船関連の下請を見ると、親事業者の好調に支えられてはいるものの、企業収益面では厳しい状況を残しており、さらに人手不足対策も課題となっている。
  - また、産地型産業(主要産地三十二)の状況を見ると、輸出面では新規市場開拓、高級化などの自助努力による伸びが見込まれるが、産地別に見ると、水産缶詰(境港市)、風呂釜(広島市)などが順調な生産を続ける反面、伸鉄(福山市)、粘土瓦(江津市)、耐火煉瓦(備前市)などは減産を余儀なくされている。
  - (8) エネルギー産業では、まず石油については、ナフサ、C重油等の需要減退により、生産・販売ともに前年より低調であった。また電力については、景気停滞等により供給予備力に余裕があったが、今後の景気回復に備えて、五十五年、電源開発(株)の竹原火力発電所三号機(七十万千瓦ワット)、中国電力(株)の岩国火力発電所三号機(五十万千瓦ワット)及び伊予川揚水発電所一四号機(百二十万千瓦ワット)の建設に着工した。
  - (9) 中国地方経済は、「七%経済」という表現に示されるように、主要経済指標はほぼ全国比七%に取れんしているが、岡山、広島、山口の三県で製品出荷額の九二・八%を占め、内海沿岸に鉄鋼、自動車、造船など主要産業が集中するという構造的な特性を持っており。今後は内陸部及び日本海沿岸の開発に力を注いで内海側との経済的一体化を図り、精密機械などの成長産業の誘致・育成に努めることが長期的観点から必要とされており、来る三月には産業構造ビジョンの中国地方版が公にされる予定である。
  - (10) 広島県について特記すべき事項として

は、①五十年以降人口減少が続いていること、②工業団地は分譲済みから造成中のもので合せて三十二あるが、そのうち中小企業高度化資金の融資対象となったものは二十一あり、同資金制度の効用は大であること、③内陸部の開発促進の見地から、五十七年度完成予定の中国縦貫自動車道の機能が期待されていること、④県内特産品十九業種を「ふるさと産業」として指定しており、その県内製造業に占める比重は事業者数で三〇・七％、従業員数で一九・三％、生産額で一〇・六％に達していること、などが挙げられる。

(1) 岡山県では、基礎素材型工業に傾斜している産業構造を徐々に転換するため、中国縦貫自動車道沿線を中心に内陸型・高次加工型企業の誘致に努めるとともに、サービス産業の拡大をはかろうとしている。

(2) 広島県、岡山県とも中小企業大学の設置に対する要望には強いものがあつた。

(3) 中国地方経済団体連合会からは、①中国縦貫高速自動車道に連繋する横断高速道路（広島―浜田、岡山―米子）を速やかに完成し、山陽・山陰を「一日经济圈」とすること、②貯水ダム建設等により水資源を確保すること、③多量の産業廃棄物の処分地を確保するため、必要な地域での海面埋め立てを可能にする道を開くことなどの要望があり、また広島商工会議所からは、④交通体系の整備等による産業基盤の強化、⑤研究開発の助成など、産業構造転換のための体制整備の推進などの要望があつた。

(二) 熊野筆  
(1) 広島県安芸郡熊野町で生産される、いわゆる「熊野筆」について、最近の年間生産量を見ると、毛筆が三千四百三十万本、画筆が四千九百七十万本、化粧用筆ブラシが四千万本で、その全国比の割合はそれぞれ八〇％、六五％、六五％である。また企業

数は百三十七社、従業員数は約五千人であり、個人企業が八〇％近くを占め、従業員規模五人未満のものが約六〇％である。  
(2) 輸出は約二十年前から始まっており、輸出先はアメリカが中心で、輸出比率は画筆、化粧用筆ブラシとも六〇％である。

(3) 昭和五十年五月「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく指定を受け、①後継者の確保・育成、②技術の向上・改善、③原材料の共同購入、④伝統マークの表示、⑤伝統工芸士の認定、⑥筆会館の建設、などの振興事業を行っている。

(4) 業界の抱える問題点としては、次の諸点が挙げられる。①原毛の輸入については中国への依存率が高く、その入手に不安があること、②中国からの完成品輸入が増大していること、③筆ペンなど大企業による代替品の進出が著しいこと、④職人の高齢化が進み、後継者の確保に困難が生じており、後継者育成事業の対象者の多くは内職の家庭婦人であつて、これは後継者育成につながらないこと。

(二) 東洋工業株式会社  
東洋工業の主製品は自動車であるが、さく岩機、工作機械等をも製造しており、本社工場のほか子品、防府、三次に分工場、さらに韓国等に海外組立工場を持っている。資本金は約三百六十億円で、フォード・モーター・カンパニーが株式の二五％を保有している。

自動車の生産実績を見ると五十三年に約八十五万台、五十四年に約百三万台、五十五年約百九十九万台と伸びている。そのうち輸出実績は五十三年が約五十四万台、五十四年約六十五万台、五十五年が約七十七万台であり、これを車種別に見ると五十三年は乗用車が約三十二万台、トラック・バスが約十六万台、五十四年が乗用車約四十四万台、トラック・バス約十五万台、五十五年には乗用車約

五十万台、トラック・バス約二十万台となっている。

さらに輸出先の地域で割合の大きいところを見ると、五十四年では北米が約四一％、欧州が約二九％、五十五年では北米が約四三％、欧州が約二七％となっている。

会社側の説明によると、①輸出の伸び率は他社より低い、②きびしい情勢に対処するためには競争力の強化が何よりも必要であり、そのため高品質・コストダウンの実現に努力していることであつた。

(四) 岡山県の織込花冠製造業

(1) 岡山県の花冠製造業は明治初期の繊維機械考案以来、輸出全盛期を経て、現在は内需に転換している。同県の生産量は全国の五七％を占め、また同県の業者の販売量は輸入分をも含めて全国の八〇％に達している。

(2) 同県のい草及び製品の生産企業数は五十二年統計で千四百四十五、従業者数は三千九百五十四人、製品出荷額は約二百二十五億円で、一事業所当たりの年間平均出荷額は千五百五十四万円である。

(3) い草作付面積は三十五年の一万二千三百ヘクタールをピークとして、五十四年には九千七百二十ヘクタールとなっている。

(4) 五十五年は消費低迷と冷夏の影響とによって販売不振を招き、年間二〇―三〇％の生産減を余儀なくされ、倒産は四件を数えた。五十六年三月まで中小企業信用保証法に基づく不況業種に指定されている。

(5) 今後輸出を図るための対策としては、質の向上と特有のにおいの改良とが必要であると考えられている。

(6) 海外産品との競合から生じる必要な対策として次の事項の要望があつた。①特恵関税品目からの除外、②輸入税率（現行六％）の引き上げ、③原産地証明の義務づけ、④不況業種に対する低利の融資。

(五) 三菱石油備水島製油所

(1) 同製油所は高梁川河口の埋立地に立地し、三十六年操業開始以来二十年の歴史を持つている。原油処理能力は一日当たり二十七万バレルであるが、五十五年度の処理量は十六万四千バレル（対前年比九〇％）と予測される。

(2) 原油供給先の大部分は中東であるが、ここに生じた変化を五十五年度上期と下期（推定）との比較で見ると、イラクの比重が三三・二％から二二・六％に低下し、一方、中立地帯からの供給が一三・五％から一九・六％に、またアラブ首長国連邦が一・七％から一五・六％に、それぞれ上昇した。

(3) 製品構成割合は、五十四年度と五十五年上期とではほとんど変化がなかった。

(4) 製品出荷状況を見ると、鉄鋼の景況および脱石油の進捗に伴ってC重油の出荷量の減少が目立ち、視察当時は出荷を停止していた。

(5) 同製油所では去る四十九年十二月十八日タンク底部亀裂による重油の防油堤内流出及び防油堤の一部破損による重油の防油堤外並びに海上流出の事故が発生した。この事故の経験等にかんがみ、石油コンビナート等災害防止法制定（五十年）、消防法一部改正（五十一年）等の法的整備が行われた。

これらの新しい状況に対処するため、同製油所は防災設備を強化することとし、五十四年四月一連の修理工事に着手し、五十五年十二月ほとんどの工事を完了し、残るタンク散水設備工事も五十六年六月までに完了の予定である。これらの設備に要する投資額は百十七億円と予定されている。  
事故関連タンクについては、①タンクヤード内のタンク四基の基礎構造を強化し、②タンク型式をドーム屋根から浮屋根に改

め、①階段型式を垂直階段から回り階段に改め、②散水装置を設ける、などの改善工事を行った。特に①の工事に際してのエア・クッション方式によるタンクの移動は、その規模の大きな点において画期的なものであったと言われる。

(六) 川崎製鐵水島製鐵所

(1) 同製鐵所は千三百一十万㎡の敷地に高炉四基を持ち、粗鋼年産千二百万トンの体制を整えているが、不況により現在の生産能力は年間千五万トンにとどめられている。

(2) 高梁川の河口の埋立による工場配置は原材料、半製品、製品という工程順にむだのないよう効率的に行われている。

(3) 連続鑄造法の開発・採用により工程の合理化を進めることに成功し(五十四年の連続鑄造比率は八七%)、使用エネルギーを節約し、製品歩どまりを向上させている。

(4) コンピューター・システムの導入によって効率的な総合管理システムを実現している。

以上

派遣委員報告(第二班)

一、派遣の目的 産業活動及び代替エネルギー開発に関する実情調査

二、派遣委員

- 理事 前田 勲男
- 委員 上田 稔
- 委員 阿具根 登
- 委員 馬場 富

三、派遣地 大分県、熊本県

四、派遣期間 一月十九日から同月二十一日までの三日間

五、視察の概要

(一) 福岡通商産業局並びに大分県及び熊本県から最近における管内産業活動等について、それぞれ説明を聴取するとともに、新日本製鐵株式会社大分製鐵所、九州石油株式会社大分

製油所、大分大学工学部エネルギー工学科研究棟、三菱電機株式会社熊本第二工場及び日立造船株式会社有明工場を視察した。

(二) 九州地方の産業概況

(1) 九州の面積及び人口は、わが国の一一%強を占めているが、産業活動は、石炭産業の衰退に伴う産業構造の転換がスムーズに進展しなかったこともあって、昭和三十年代から四十年代前半にかけて全国に占める地位を低下させ、現在のところ全国の「割経済」に到達していないという現状である。とりわけ工業出荷額は、全国の六%と低いシェアにとどまっております。今後の浮揚が望まれるところである。

(2) 幸いなことに、近年になって、本格的な自動車産業の立地及び九州がシリコン・アイランドと言われるまでに急成長を見せた半導体工場の進出を端緒として、今後は機械、電子工業といった高付加価値産業の進出により、九州経済は長期的に見ると発展の方向にあるものと予想される。また、地場産業の振興機運あるいは地理的優位性からエネルギー関連の数多くのプロジェクトを持ち、エネルギー産業の開発促進等九州にとつて明るい材料が目立ちはじめられており、今後、九州経済の均衡ある発展を通して「割経済」実現に向かって関係機関がなお一層努力されることが期待されるところである。

(三) 当面の主な懸案事項

(1) エネルギー問題

九州は、電源立地の適地に恵まれ具体的計画も多くあり、また伝統的な石炭産業も存在している。加えて、地熱・太陽熱・石油備蓄等全国的に見ても数多くのエネルギー開発適地に恵まれているため、関係者の九州に対する期待は大きい。

④ 電力面では、現在(昭和五十五年末)発電能力で千三百三十五万キロワットある

が、これを昭和六十五年には二・一倍の二千四百二十六万キロワットにしたいとしており、増設分としてはやはり原子力・石炭火力発電に依存するところが大きく、今後地元との調整を進め円滑な建設に努力したいとのことである。

⑤ また、鉄鋼・セメント等の脱石油化に加え、各界のエネルギー消費節約を進めているが、同時にコールドセンターの建設促進、ロールエネルギーの開発、石炭液化技術の研究等石油代替エネルギーの開発・研究も一層進めたいとしている。特に、九州は、ローカルエネルギーの宝庫と言われており、地熱・太陽熱・中小水力・バイオマス等の豊富な資源を持つ地域を数多く抱え、しかもこれらの地域では、最近ローカルエネルギーの開発・研究に積極的に取り組んでおり、今後その進展が期待される。

⑥ さらに、九州は石油備蓄拠点の候補地が多いため、今後地元との調整を経てその実現に諸般の施策を講ずることとしている。

(2) 中小企業対策

中小企業対策は、同局の施策の中でも重要なウエイトを占めており、とりわけ九州は、新たな地場産業振興の動きが各地域で活発化しており、同局はこうした動きを育成するよう努力しているところである。

(3) 大規模小売店舗出店に伴う地元との調整問題

九州は多くの大規模小売店舗の出店申請が相次いでおり、地元調整が難航することが多い。従って、同局は、商調協の合理的な審議を指導するとともに、地方公共団体とも連絡を密にして適正な調整に努力している。

(4) 鉱害対策及び産炭地域振興対策

かつて、全国のエネルギー源の大宗であった九州の石炭を採掘した地域では、今な

お地盤沈下等による農地、公共施設及び家屋等にかかる深刻な鉱害問題を抱えている。特に、九州は全国の残存鉱害量の九五%とその大半を占め、旧産炭地域の疲弊の大きな要因となっている。問題解決に心を痛める者が多い現状の中で、同局は臨時石炭鉱害復旧法による鉱害問題の解決に全力を尽くしている。こうしたことから、同法の期限切れに伴う延長についての要望があった。

また、石炭産業の衰退に伴い、極度に疲弊した旧産炭地域を新たな経済、社会活動の場として再生発展させるため、産炭地域振興臨時措置法に基づき、産業・生活基盤の整備、企業誘致の促進等を図ってきたが、いまだ地域の疲弊は解消するに至っていない現状から、同法の十年延長についての要望もあった。

(四) 大分、熊本両県の産業概況

大分県では、新産都市建設や内陸部の工業開発等の推進により、企業の技術水準の向上、経営体質の改善が進んできた。全国水準から見た生産規模は一%に満たず、まだ未開発の分野は広いが、活力は徐々に高まっている。工業出荷額で見ると、昭和五十四年には一兆六千六百八十三億円となり、九年度に約四・五倍、年率にして約一九・二%の伸び率となっている。これは九州では第二位、全国では第二十八位と若干の改善の傾向を示している。

一方、熊本県の工業出荷額は一兆九百六十六億円となっており、昭和四十五年と比較すると三〇%の伸びとなっている。また、出荷額から産業部門別の推移を見ると、軽工業部門が減少し、重化学工業部門の比重が高まり、重工業指向への生産構造変化を見せている。これは、昭和四十年代に誘致した自動車、造船の輸送用機械、IC等の電気機器、アルミ製造の金属工業など現在操業中の誘致



企業百五十四社の役割が大きいことによるものである。

また、両県内の経済情勢は、長雨・冷夏の影響などにより、総じてやや停滞傾向を示している。その結果、昭和五十五年中の企業倒産は両県とも高水準で推移し、大分県では負債額は約百六十九億円と多くないが、件数では三百二十一件と福岡に次いで多く、小口多発傾向となっている。一方、熊本県では百四十八件、総負債額二百二十三億円となっており、大型倒産が集中していることが注目される。

なお、両県からは地熱に関する国の研究所設置の要望があった。

(五) 新日本製鐵大分製鉄所

まず、九州管内における鉄鋼業の現状を見ると、昭和五十四年度の粗鋼生産は、旺盛な需要に支えられて前年度比二・六%増の一千四百九十七万トン(全国比一三・二%)と史上最高を記録した。しかし、昭和五十五年に入ると、下期以降、建設関連需要の大幅減少や米国の景気後退の影響等による輸出の不振等から業況は徐々に悪化傾向を示している。

昭和五十四年度好調に推移した輸出は、昭和五十五年に入り、米国の景気後退や国際紛争等の影響から米国を中心として中近東、東南アジアへの出荷が急減している。

一方、内需についても、建設関連需要の落ち込みに加え、自動車用の鋼板類需要等に減少傾向が出てきており、内外需とも厳しい情勢となっている。

九州管内の製鉄所数は、二社三製鉄所で、高炉基数は九基、その中、稼働基数は五基である。なお、五十五年十二月末の高炉設備能力は全国比一四・四%である。

そこでこのような九州管内における鉄鋼業の現状の中での新日鐵大分製鉄所であるが、同製鉄所は主要設備として粗鋼年産三百

五十万トンの一号高炉、同四百五十万トンの二号高炉の二基を現有し、現在二基とも稼働しており、年間六百万トンを生産、操業率は七五%であった。

同製鉄所は、脱石油を目指し、高炉への重油吹き込み量をできる限り減らし、その分コークスを増量する、いわゆる「オイルレス操業」への切りかえも活発化しており、昭和五十六年度上期中にも完全切りかえを目標としている。

同製鉄所はシーバス方式の採用による原料輸送コストの大幅低減、連続鑄造法の全面採用による省エネルギー、品質の均一化、歩どまり向上及び工程の簡略化、さらにコンピュータ・システムの採用による作業の効率化を図り、高生産、高品質、低コストの少品種大量生産を実現している。

また、同製鉄所は、煙突の集合化・高層化、低硫黄原料の使用、高性能の集塵・排水処理装置の設置、グリーン・ベルトを初めとする緑化事業などを実施し、公害防止対策に大きな努力をしている。

(六) 九州石油大分製油所

初めに九州管内における石油製品の需要動向を販売量で見ると、昭和五十五年上期はナフサ、C重油等の落ち込みが目立ち、全体としては前年同期比一三・九%の減と全国(同一〇・一%減)を上回る減少となった。

これは産業界を中心とする脱石油化の本格化、省エネルギーの推進、石油化学工業での需要低迷等によるものである。さらに、下期に入っても、需要は例年に比べ弱含みに推移しており、需給面も比較的緩和基調にある。

このため、価格面も昭和五十五年は現在まで安定裏に推移している。

管内の需要動向は前述のように全国以上に落ち込んでいるが、特にC重油は電力、鉄鋼、セメント産業における石炭及び他の燃料への燃料転換実施等により、大幅な減少を示

している。従って、このようなC重油の落ち込みは長期化するものと見られている。

そこで九州石油大分製油所であるが、九州管内の石油精製設備は、同製油所の一カ所のみである。同製油所は大分臨海工業地帯一号埋立地に所在し、工場敷地は約百万平方メートル、操業開始は昭和三十九年四月である。原油処理能力は十七万バレル/日(全国比二・九%)にすぎず、石油製品の需要(同九・五%)に比較して低い。主要製品は自動車用ガソリン、航空機燃料、灯油、軽油、重油、LPG、ナフサ、イオウ、潤滑油、グリースである。

なお、九州管内の石油精製設備の建設計画は三件あるものの、昭和四十八年末の石油危機以降における需要の減退から、いずれもその建設については見合わせている。

(七) 大分大学工学部エネルギー工学科研究棟

石油代替エネルギーとしての太陽エネルギーは、クリーンで無尽蔵かつ地域的偏在性の少ない理想的な新エネルギー源として、その有効利用が大いに期待されている。このため、サンシャイン計画においても昭和六十五年時点で太陽エネルギーによって石油換算約七百万キロワット(わが国のエネルギー総消費量の一%程度)を供給することを目標としている。

大分大学の大型建築物ソーラーシステムの研究開発は、昭和四十九年にサンシャイン計画に係る委託研究として始められ、川崎重工(集熱器、冷凍機)、鹿島建設(省エネルギー設計、建設)、東洋熱工業(配管、蓄熱槽)の三社がそれぞれの研究成果を基にシステム化、実用化のための共同開発を実施したものである。これに大分大学工学部エネルギー工学科が参画し、昭和五十二年に実験棟が建設され、現在評価運転が行われている。

大型建築物用冷暖房給湯システムの研究開

発のためのわが国初のソーラービルである。そのシステムの特徴は、①集熱効率を上げ、かつ製造取付工数を減少させた大型集熱器

②補助熱源による高温水と太陽熱温水を自動的に使い分け補助熱源燃料を節約する冷凍機

③太陽熱で得られた冷水及び温水を効率よく貯える蓄熱槽

④輻射放熱天井方式の四点のほかに、建物自体も、省エネルギー建築となっている。

同プラントの昭和五十四年度の実測値によると、夏期における冷房負荷の六二%、冬期における暖房負荷の八八%が太陽エネルギーによって代替されることが計測されており、現在、これらの結果を踏まえ、大規模化への基礎データの収集を含め、昭和五十六年三月まで評価運転が行われる。

また、昭和五十六年度以降は、これまで収集されたデータの解析を行い、実用化の可能性を探ることとしている。

(八) 三菱電機熊本第二工場

ここ数年、産業界の急速なエレクトロニクス化の進展に伴い、わが国におけるICの需要は顕著な伸びを示している。このため、全半導体に占めるIC生産額の比率は、昭和五十年代には三八%であったが、五十四年度には六四%にも達した。九州管内においては、わが国大手ICメーカーの大部分が四十年代以降次々に進出し、ICの生産量は年々大幅な増加を示している。

このため、昭和五十四年度におけるIC生産量は七億四千万個(前年度比三九%増)となり、全国に占める割合も約四〇%となっている。

また、昭和五十五年に入っても需要の好調な伸びに支えられ、十一月末現在で、前年同期の生産量を三五%上回っている。

九州管内はIC工場の立地が活発であるものの、ICを利用する高付加価値関連産業が極度に少なく、今後加工組立型の電子産業等

の新規立地が望まれるところである。

また、現在各社は、設備増強等を積極的に実施しているが、これに伴う従業員の確保は必ずしも容易でない状況にある。

このような状況の中にある三菱電機熊本工場であるが、同工場は、昭和四十二年に北伊丹製作所の分工場（IC専門）として熊本第二工場を設立、昭和四十五年熊本県西合志町に、敷地面積七万九千平方メートルの熊本第二工場を設立し、昭和五十年と昭和五十二年にそれぞれウェハー生産を含めたMOS型ICとバイポーラ型ICの一貫生産体制を確立した。

(九) 日立造船備有明工場

まず、九州管内の造船建造実績を見ると、それは昭和五十年度をピークとして、昭和五十三年度まで低下の一途をたどってきた。

しかし、昭和五十四年度後半に入り、再び上昇傾向を示し、長期にわたって続いた造船不況にも明るさが見えてきた。

特に、昭和五十五年度上期の建造量は六十四万五千総トンで、前年同期比五八・五%増と大幅な伸びを示すなど回復感が出てきている。

しかしながら、最近の受注状況は①バルクキャリアの発注一巡、②円高による海外船主の発注見合わせ等から、やや一服状態になつており、先行きについては楽観視できない状態にある。

そこで、日立造船備有明工場であるが、同工場は、昭和四十九年十月に熊本県長洲町に建設された、同社最大でかつ最新鋭の工場である。工場の総面積は、約百五十一万平方メートルで、うち約九十七万平方メートルの敷地が造船部門及び海洋構造物部門に、約四十四万平方メートルの敷地が陸機部門に充たされ、その他十四万平方メートルの敷地が共通用地となつている。主要製品は「造船及び海洋部門」では、新造船、修繕船、石油掘削装

置、採油用ジャケット、プラットフォーム船であり、陸機工場では高温高圧反応器、蒸留塔、熱交換器等を効率よく生産している。

同工場では、二隻半を同時に製造できる設備を有しているが、設備縮小等で現在は二隻ドックはストップしており、一隻半づつ製造している。

なお、不況時に大幅な人員削減を実施したが、最近の造船業の回復に伴い再び増員に努めているものの、労働者の造船離れが強く、若年労働力及びエンジニアの確保対策に苦慮している。

以上

二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、石炭政策の推進に関する請願(第一七七号)

一、燈油、燃料油の価格引下げ等に関する請願(第二四九号)(第二六〇号)(第二六八号)

第一七七号 昭和五十六年一月六日受理

石炭政策の推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

石炭政策の抜本的な見直しを行い、新政策確立のもと石炭産業の振興を図らねばならぬ。また、新政策確立にあつては、次の事項について特段の措置を講ぜられたい。

一、現有炭鉱における長期的な保安、生産体制の確立を図ること。

二、新鉱開発の促進を図ること。

三、労働力の確保を図ること。

四、保安、生産新技術の開発を図ること。

五、国内炭、海外一般炭の流通体制の一元化を図ること。

六、海外一般炭の開発輸入体制の確立を図ること。

七、炭価決定ルートの確立を図ること。

八、格差是正を図ること。

九、産炭地域社会の振興を図ること。

十、日本石炭公社の設立、国内炭生産機構の一元化を図ること。

理由

最近におけるエネルギー情勢は、ますます厳しさを増しつつあり、国際的にもエネルギー需給に占める石炭の重要性が一段と高まってきた。このような情勢下にあつて、政府においても現在、第七次石炭政策の立案作業を進めているとよく聞いているが、その新政策の確立にあつては適切な措置を望むものである。

第二四九号 昭和五十六年一月十六日受理

燈油、燃料油の価格引下げ等に関する請願

請願者 北海道北見市美山町四ノ五四 津

村恭子外二千四百四十九名

紹介議員 市川 正一君

燈油と農漁業用燃料油の便乗値上げや円高差益による不当なもつれを還元し、価格引下げ、量の確保を図ること。

一、燈油、農漁業用燃料油の便乗値上げや円高差益による不当なもつれを還元し、価格引下げ、量の確保を図ること。

二、石油需給適正化法の発動、買占め売惜しみ防止法の活用を直ちにを行うこと。

三、大企業本位の価格体系を改め、C重油の価格を適正にし、燈油、農漁業用燃料油の価格引下げを行うこと。

四、前年実績主義による小売店への系列化の押付け、不当な締付けをやめさせること。

五、共同購入や自治体が実施する福祉燈油に対する助成を行うこと。

六、国会に大企業製品の原価や流通過程を調査する機構をつくること。

七、メジャーの荒かせぎを許すアメリカカベつたり

のエネルギー政策をやめ、産油国との対等な取引を拡大すること。併せて石炭産業を民主的に復興し、エネルギーの自給率を高めること。

第二六〇号 昭和五十六年一月十六日受理

燈油、燃料油の価格引下げ等に関する請願

請願者 北海道北見市南仲町一丁目 斎藤

広繁外二千四百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第二六八号 昭和五十六年一月十七日受理

燈油、燃料油の価格引下げ等に関する請願

請願者 北海道小樽市天神二ノ六ノ二一

星野明子外千四百四十三名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二十年」を「三十年」に、「昭和六十五年度」を「昭和七十五年度」に改める。

附則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から施行する。

(通商産業省設置法の一部改正)

二 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第三十六條の十二第一項」を

「第三十六條の十第一項」に、「昭和五十六年十一月十二日」を「昭和六十六年十一月十二日」に改める。

に改める。

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(第四四三号)(第四四四号)(第四四五号)(第四四六号)(第四四七号)(第四四八号)

第四四三号 昭和五十六年二月五日受理

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願

請願者 神戸市中央区中山手通七ノ二八ノ三三兵庫県立産業会館内兵庫県LPガス政治連盟内 北嶋政次外五千九百七十六名

紹介議員 中西 一郎君

総合エネルギー対策の一環として今後のLPガスの位置づけを明らかにするとともに、家庭業務用エネルギーの供給源としてのLPガスの流通秩序の確立のため、次の事項の実現を図らねばならない。

一、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく供給・消費設備とガス事業法によるガス工作物とが同一であることにかんがみ、国は両法の整合を図り、都市ガス事業者の供給区域の拡張及び供給導管の延長の許可にあつては、当該地域に所在するLPガス設備の実態を把握し、事後に紛争を生じないよう措置すること。

二、都市ガス事業者が供給区域の拡張及び供給導管の延長を行うおとす場合は、当該地域にLPガスを供給しているLPガス販売事業者事前に通知をし、その了解を求めよう方全の措置を講ずること。

三、都市ガスへの転換によつて被つたLPガス販売事業者の損害に対し、都市ガス事業者がこれを償ふよう措置を講ずること。

四、家庭業務用ガスの流通に関し、行政の一元化を図ること。

理由

我が国の液化石油ガス(以下「LPガス」という)は、現在、家庭業務用をはじめ、タクシー用、工業用、原料用等極めて広汎な分野で使用されているが、特に家庭業務用については、全国消費世帯の約六十パーセントに当たる二千万世帯に普及し、都市ガスの千五百万世帯をはるかに凌駕し、国民生活及び国民経済上重要不可欠なエネルギー源となつてゐる。これまでに至る間、全国四万五千の中小LPガス販売事業者は、民生燃料の供給という社会的使命を果たすため、関係諸法規を遵守しつつ、二十余年の長きにわたり日夜営々と努力してきた。我が国のほとんどすべての世帯が、LPガスか都市ガスを使用している今日、LPガスが供給されている地域に都市ガスが一方的に進出すれば、LPガス販売事業者は営業の基盤を奪われ、破滅の淵に追い込まれることは必然の結果であり、いまなお、全国の都市周辺においてこのような事例が頻発し、LPガス販売事業者は危地に追い込まれている。LPガス販売事業者は、LPガス販売事業者と都市ガス事業者との紛争を防止するため、昭和五十年十月に「LPガスと都市ガスとの流通秩序の確立に関する請願」を衆・参両議院に行つたが、これに対しては昭和五十一年五月、政府の処理要領として「LPガス販売及び都市ガス事業をそれぞれの特色を生かしつつ事業の健全な発展を図る」との基本方針が示され、併せて両事業者間の話し合いを指導すること、都市ガス事業者が無断でLPガス設備の変更又は撤去を行わないこと等が確認された。また、同年十一月の行政管理庁の「都市ガス、液化石油ガスの安全確保等に関する行政監察結果に基づく勧告」に基づき昭和五十二年四月には通商産業省資源エネルギー庁公益事業部長名による「都市ガスへの切替に伴う事業者間の紛争の調整について」により前述と同様趣旨の通達があつたにもかかわらず、なお一部では通達等の趣旨が徹底せず、根本的な解決に至つていない。(一)ガス事業法

間の過当競争を排除し二重投資を防止することを根本理念として、ガス事業及び供給区域拡張の許可にあつては、ガス工作物が過剰にならないよう厳しく規制している。ガス事業法により規制される簡易ガス事業はLPガスそのものを供給するものであつて、そのガス工作物は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律によりLPガス販売事業者が設置するLPガス供給設備及び消費設備と全く同一のものであり、単に供給する消費世帯数の多少による相違にすぎない。またLPガスから都市ガスへの転換は、既存のLPガス設備を廃棄して、新たな投資を行うものであり、国家的にも莫大な経済的損失であるのみならず、消費者に対しても、現に使用している燃焼機器の廃棄あるいは工事費負担金の支払い等による多額の負担を強いものである。LPガス販売事業者も都市ガス事業者も、共に通商産業省所管下にある、また、共に国(都道府県)の許可を受けた事業者であり、それぞれ関係法規を遵守し営業しているものであつて、それは規模の大小を問うものではなく、また、公益的的使命においてなら差異があるものでもない。したがつて、都市ガス事業者が公益事業の美名の下に中小LPガス販売事業者を駆逐しようとする理由はなく、また、前述の「LPガス販売業及び都市ガス事業をそれぞれの健全な発展を図る」国の方針にも反するものと考えられる。(二)現在、我が国のエネルギー情勢は、脱石油・代替エネルギーの開発等へ向かつて大きな転換期に直面しているが、LPガスは石油に代る準代替エネルギーとして、ますますその重要性を加へつつある。

第四四四号 昭和五十六年二月五日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 沖繩県浦添市屋富祖三四三 森亀 一外三千四百九十九名  
紹介議員 稲嶺 一郎君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第四四五号 昭和五十六年二月五日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町七ノ二一ノ一八 社団法人埼玉県プロパンガス協会 会長 井原達三外五千六百四十四名  
紹介議員 土屋 義彦君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第四四六号 昭和五十六年二月五日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市高砂四ノ六ノ三 社団法人埼玉県プロパンガス協会浦和支部内 花前信男外六千二百二十二名  
紹介議員 名尾 良孝君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第四四七号 昭和五十六年二月五日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 愛媛県松山市愛光町一ノ二四 社団法人愛媛県エルピーガス保安協会 会長 木野内宏平外九千六百二十六名  
紹介議員 仲川 幸男君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第四四八号 昭和五十六年二月五日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 愛媛県宇摩郡土居町野田 藤田伝三郎外九千六百二十六名  
紹介議員 松垣徳太郎君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

二月二十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願 第四九〇号(第四九一号)(第四九二号)(第四九三号)(第五〇二号)(第五〇三号)(第五〇四号)(第五〇五号)(第五〇六号)(第五〇七号)(第五〇八号)(第五〇九号)(第五一〇号)(第五一一号)(第五一二号)(第五一三号)(第五一四号)(第五一五号)(第五一六号)(第五一七号)(第五一八号)(第五一九号)(第五二〇号)(第五二一号)(第五二二号)(第五二三号)(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)(第五二九号)(第五三〇号)(第五三一〇号)(第五三二〇号)(第五三三〇号)(第五三四〇号)(第五三五〇号)(第五三六〇号)(第五三七〇号)(第五三八〇号)(第五三九〇号)(第五四〇〇号)(第五四一〇号)(第五四二〇号)(第五四三〇号)(第五四四〇号)(第五四五〇号)(第五四六〇号)(第五四七〇号)(第五四八〇号)(第五四九〇号)(第五五〇〇号)(第五五一一〇号)(第五五二〇〇号)(第五五三〇〇号)(第五五四〇〇号)(第五五五〇〇号)(第五五六〇〇号)(第五五七〇〇号)(第五五八〇〇号)(第五五九〇〇号)(第五六〇〇〇号) 一、中小零細企業の経営危機打開に関する請願 (第五七七号)

第四九〇号 昭和五十六年二月六日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 茨城県水戸市桜川二ノ二ノ三五社  
団法人茨城県高圧ガス保安協会  
長 宇田川仁外二万二千三百二十九名  
紹介議員 岩上 二郎君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第四九一号 昭和五十六年二月六日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市埴田一ノ二ノ二三  
栃木県商工会館内社団法人栃木県高圧ガス保安協会会長 川俣春雄  
外一万八千四百五十一名  
紹介議員 岩崎 純三君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第四九二号 昭和五十六年二月六日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 奈良市南宮町五ノ二二三ノ一  
西井三郎外七千九名  
紹介議員 新谷寅三郎君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第四九三号 昭和五十六年二月六日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 鹿児島市名山町九ノ一鹿児島県プロパンガス協会内 三角桂次郎外七千七百五十名  
紹介議員 田原 武雄君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五一二号 昭和五十六年二月七日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 岐阜市葦田八ノ一二岐阜県エール・ピー・ジー会館内社団法人岐阜県プロパン瓦斯協会会長 沢田栄治外一万二千七十八名  
紹介議員 浅野 祐君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五三三号 昭和五十六年二月九日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願(二通)  
請願者 名古屋市中区大須四ノ一五ノ一二  
福利会館内愛知県LPガス政治連盟内 後藤新治外一万九千二百四十名  
紹介議員 大木 浩君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五三三三号 昭和五十六年二月九日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 岡山市駅前町一ノ八ノ一社団法人岡山県エールピーガス協会内 長安堅外三千四百九十三名  
紹介議員 加藤 武徳君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五三四号 昭和五十六年二月九日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 神戸市中央区中山手通七ノ二八ノ三三兵庫県立産業会館内兵庫県LPガス政治連盟内 北嶋政次外五千九百八十名  
紹介議員 金井 元彦君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五三五号 昭和五十六年二月九日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 島根県松江市母衣町五五ノ四島根県LPガス協会内 滝川弘信外六千六百四十一名  
紹介議員 亀井 久興君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五三六号 昭和五十六年二月九日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 大分市西新地一ノ九ノ五社団法人大分県プロパンガス協会会長 山田實外六千四百九十四名  
紹介議員 後藤 正夫君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五三七号 昭和五十六年二月九日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 佐賀県杵島郡福富町福富下分一、三一六 中村秋次外五千二百二十名  
紹介議員 福岡日出磨君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五五二号 昭和五十六年二月十日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 広島県安芸郡音戸南区 奥川善正外五千三百九名  
紹介議員 永野 厳雄君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五五三三号 昭和五十六年二月十日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 群馬県前橋市大手町一ノ一ノ一社団法人群馬県エールピーガス協会会長 柴山良作外一万三千五百十名  
紹介議員 福田 宏一君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五五四号 昭和五十六年二月十日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 熊本市神水二ノ一七ノ二〇熊本県LPガス政治連盟内 野田文雄外三千四百十三名  
紹介議員 細川 護熙君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五七二号 昭和五十六年二月十二日受理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願  
請願者 岡山市駅前町一ノ八ノ一社団法人岡山県エールピーガス協会内 前田文男外三千四百九十九名  
紹介議員 木村 睦男君  
この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五七三号 昭和五十六年二月十二日受理

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願

請願者 山梨県甲府市中央四ノ二ノ一六  
手塚虎一外四千六百六十名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五七四号 昭和五十六年二月十二日受理

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願

請願者 広島市安芸区矢野町一、二四八  
河野曠外四千八百八十八名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五七五号 昭和五十六年二月十二日受理

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律とガス事業法の整合に関する請願

請願者 香川県高松市番町一ノ九ノ九社団  
法人香川県エルピーガス保安協会

会長 藤田守男外六千三百十名  
紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第四四三号と同じである。

第五七七号 昭和五十六年二月十二日受理

中小零細企業の経営危機打開に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県  
議会議長 池田定行

紹介議員 三浦 八水君

現下の我が国経済は、国際環境の変化と相まって非常に厳しい状況にあり、熊本県中小零細企業においても、かつて経験したことがなく、懸命な努力にもかかわらず力及ばず、倒産件数も増加し、経営に苦慮しているところである。その主原因としては、根本的には、冷害による夏物商品の売行き不振、不景気により消費者の買い控え等によるものと思われる。特に、今回、国の財政見直しに

よる新税の創設を含めた中小企業全体に及ぶ税負担の増加等ますます経営状態の悪化が予想される  
ところである。また、これらの諸問題を考えるとき、連動して、消費者物価高騰の原因ともなり、国民生活にも大きな影響をもたらすものと思われる。よつて、このような深刻かつ緊急の事態を打開するため、現在検討されている税制についても、中小企業の実態を配慮し、中小企業育成のため抜本的対策を確立し、積極的な施策を講ぜられたい。





昭和五十六年三月二日印刷

昭和五十六年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇